

外為法に基づくうなぎの稚魚の輸出承認申請書類における「押印の廃止」について

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、うなぎの稚魚の輸出承認申請書類のうち下記の書類について、「申請者の押印」欄を廃止しました(申請書類への押印を妨げるものではありません。)。なお、当面の間旧様式による申請も受理します。

記

(1) 輸出承認申請書(輸出貿易管理規則(別表第一の二))

新様式は[こちら](#)。

(2) その他の様式

様式名	様式規定箇所
・申請理由書	・様式自由

<問合せ先>

経済産業省貿易経済協力局

○農水産室

TEL: 03-3501-0532